令和６年９月

大阪府からのお知らせ

**免税軽油使用者証及び免税証の返納について**

令和６年度地方税制改正により、船舶のうち、専らレクリエーションの用に供する船舶（いわゆる「プレジャーボート」）の軽油引取税に係る免税制度は、**令和７年３月31日まで**となります。

つきましては、有効期限が令和７年３月31日までの免税軽油使用者証及び免税証は、令和７年４月１日以降、遅滞なく返納いただく必要がございますので、次のとおり手続きいただきますようお願いします。

手続きについて

1.手続き

１

２

３

免税軽油使用者証

返納の手続き

免税証返納の手続き

報告書の提出

使用しなかった免税証をお持ちの場合のみ

２.必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **必要書類** | **注意事項** | ✓ |
|  | 免税軽油使用者証・免税証返納書（[様式](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/80953/s_0000-3216_1_1.doc)） |  | □ |
|  | 免税軽油使用者証 |  | □ |
|  | 使用しなかった免税証 | 使用しなかった免税証をお持ちの場合のみ | □ |
|  | 免税軽油の引取り等に係る報告書（[様式](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/80920/s_0000-0622_1_1.docx)） | 毎月分必要（引取りがない月も含む）※ | □ |
|  | 免税軽油使用実績表  （様式）A：[直接給油用](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/80920/s_0000-0622_1_8.doc)  　　　　　　B：[間接給油用（ポリタンク等所有者用）](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/80920/s_0000-0622_1_6.doc) | 令和７年3月31日までのもの ※ | □ |
|  | 納品書 | 軽油の引取りがあった場合 | □ |
|  | 免税証管理簿 |  | □ |

①, ④及び⑤については、「[プレジャーボートにおける免税軽油の取り扱い](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/18431/boat_pamphlete.docx)」の記載例をご参照ください。

※ただし、以下の場合については、**令和７年４月１日以降も引き続き、免税軽油の残油や在庫がなくなるまでの期間について、④免税軽油の引取り等に係る報告書及び⑤免税軽油使用実績表の提出が必要**です。

燃料タンク内に免税軽油の残油がある場合

燃料タンク外（ポリタンク等）に

免税軽油の在庫がある場合

□お問い合わせ先□

〒530-8502　大阪市北区西天満3-5-24

大阪府なにわ北府税事務所　軽油引取税課　免税担当

06-6362-8611（代表）

令和７年４月１日以降であっても、令和７年３月31日までに引き取った免税軽油は、免税軽油使用者証に登録されていた船舶の燃料として使用できますが、**他の機械の燃料として使用する場合や譲渡する場合は課税となります**ので、事前になにわ北府税事務所へお問い合わせください。

ご注意

□お問い合わせ先□

〒530-8502　大阪市北区西天満3-5-24

大阪府なにわ北府税事務所　軽油引取税課　免税担当

06-6362-8611（代表）